

単回使用防水ホルター検査キット シンプルホルター
解析サービス利用約款

第 1 条（目的）

- 1 本約款は、ケンツメディコ株式会社（以下「当社」といいます）が製造販売する「単回使用防水ホルター検査キット シンプルホルター」（以下、「本キット」といいます。）及び本キットにより記録されたデータを当社が当社所定の項目について解析してレポートを提供するサービス（以下「解析サービス」といいます。）の医療機関（以下、「医療機関」といいます。）による利用について適用されます。
- 2 当社は、随時本約款を変更できるものとします。当社は、本約款の変更を行う場合は、公表又は個別の通知により、変更後の本約款の内容を医療機関に予め通知しなければならないものとします。ただし、当社の合理的な判断において医療機関の不利益にならない変更については事後の通知で足りるものとします。

第 2 条（承諾と申込）

医療機関は、本キット内の記録器を使用することを以て本規約に同意したものとみなされます。

第 3 条（再委託）

当社は、解析サービスの全部又は一部を株式会社ネットホスピタルに委託することができ、同社は更にその一部を臨床検査技師又は循環器を専門とする医師に委託することができます。当社は、同社及びその委託先による解析サービスの履行及び不履行について医療機関に対して一切の責任を負います。

第 4 条（解析サービスご利用の流れ）

解析サービスご利用の流れは、以下の通りとします。

- ① 本キットを用いて医療機関にて検査を実施します。
 - ・ 医療機関にて被検者へ本キット内の記録器を貼付し、データの記録を開始します。
- ② 検査終了後の手続
 - ・ 医療機関にて記録器を取り外します。
 - ・ 本キット内の返送用封筒を用いて、当社指定送付先（返信用封筒に記載された宛先をいいます。）へ記録器を送付します。
- ③ 解析結果レポート（以下、「レポート」といいます）の作成及び取得
 - ・ 当社にて記録器から心電図データを取り出し、レポート作成と専用 WEB サイトへの掲載を行います。
 - ・ 当社による心電図データの解析完了後、医療機関は、専用 WEB サイトにてレポー

トを閲覧及びダウンロードすることができます。

- ・ レポートは、原則として記録器受領後 4 営業日以内に掲載され、掲載から 14 日間ダウンロードが可能です。やむを得ない理由によって遅延する場合は、速やかに連絡するものとします。

第 5 条（再解析）

当社は、レポート掲載から 2 ヶ月以内に医療機関から解析結果に対して疑義が提起された場合、医療機関と協議のうえ必要を認めた場合は再解析を行い、その結果を報告するものとします。また、当社は医療機関の要請に応じ技術的な面から誠意を以って医療機関に協力するものとします。

第 6 条（注意事項、記録器の取扱い等）

- 1 記録器は、以下の【禁忌・禁止】に掲げる条件又は方法では適切かつ安全な使用ができません。したがって、医療機関は、適切な記録の取得及び被検者の安全確保のため、記録器装着前に使用条件及び使用方法が【禁忌・禁止】に該当しないか、自らの責任において確認し、該当する場合には直ちに使用を中止してください。

【禁忌・禁止】

- ・ 再使用禁止
 - ・ 併用禁忌
 - ・ 記録器の分解・改造、第三者への転貸等を禁止する。
1. MRI 検査を行う際は検査室に持ち込まないこと。
[MRI 装置への吸着、故障、破損、火傷等が起こる恐れがあるため]
 2. 高圧酸素患者治療装置に持ち込まないこと。
[火災又は爆発する恐れがあるため]
 3. 可燃性麻酔ガス及び高濃度酸素雰囲気内で使用しないこと。
[火災又は爆発する恐れがあるため]
 4. 装着したまま除細動を行わないこと。
[本体の破損、また除細動対象者へのエネルギーが不足する恐れがあるため]
 5. 装着したまま電気手術器を使用しないこと。
[被検者が火傷する恐れがあるため]
 6. 装着したまま X 線検査及び CT 検査を行わないこと。
[検査画像に映り込み診断の妨げになる恐れがあるため]
- 2 本キットの使用期限は、本キットの梱包箱のバーコードラベルに記載する使用期限とします。
 - 3 送付された記録器の所有権は解析の完了をもって当社に移転し、当社の責任において適切に処分します。

第 7 条（免責事項）

- 1 当社は、解析サービスの対象となる心電図の解析について、心電図の解析結果についてのみ責任を負うものであり、解析結果に基づく診断、診療行為等についての責任は一切負わないものとします。医療機関と心電図の被検者等との間で、診断、診療行為等の結果について紛争が生じた場合、医療機関は自らの責任及び負担においてこれに対応するものとし、これによって当社に生じた損害を補償するものとします。
- 2 火災、地震、水害、落雷その他の天変地変等の当社の責に帰すべからざる理由による解析サービスの停止・中断により医療機関その他の第三者に生じた損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第 8 条（料金）

本キットの代金額は、解析サービスの料金、送付された記録器の所有権移転にかかる費用等を予め計算して定められており、したがって解析サービスに関連して新たな料金・費用は相互に発生しないものとします。

第 9 条（個人情報）

当社は医療機関より受領した個人情報を「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう下記に表示するプライバシーポリシーに従い、適切に管理します。

<https://www.nethospital.co.jp/about/privacy.html>

第 10 条（反社会的勢力の排除）

- 1 医療機関及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して催告することなく直ちに解析サービスの利用又は提供を中止することができるものとします。
 - ① 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）であること
 - ② 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること
 - ③ 自ら又は自らの関係者が反社会的勢力である旨を伝えること
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
 - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害、又は妨害するおそれのある行為をすること
- 2 医療機関及び当社は、前項により解析サービスの利用又は提供を中止した場合、相手方に損害の賠償を請求できるとともに、相手方に損害が生じたとしても賠償の責

を一切負わないものとします。

第 11 条（秘密保持）

1 各当事者は、相手方から提供された資料、開示・提供された営業上・技術上の情報の内、秘密である旨の表示若しくは表明あるもの又は開示時点において秘密としての性質を有すると合理的に理解される情報（以下、「秘密情報」といいます）に関して、相手方の書面による事前同意なくして第三者に開示又は漏洩しないとともに、解析サービスの利用又は提供以外の目的に使用しないものとします。但し、その情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ① 入手の時点で既に公知となっているもの
- ② 入手の時点で既に当事者が保有していたもの
- ③ 入手後当事者の責に帰することなく公知となったもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- ⑤ 相手方から入手した秘密情報に依拠することなく独自に開発したもの

2 本条は各秘密情報についてその入手から 2 年間有効とします。

第 12 条（裁判管轄）

本キット及び解析サービスに関する一切の紛争は、東京地方裁判所に専属するものとします。

以上